

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第5条第2項	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の更新	建築住宅課

- 1 審査基準は、下記の要件を備えていることを基準とする。
 - （1）高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に基づく登録を受けており、登録有効期間の満了日を経過していないこと。
 - （2）高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の基準を満たしていること。
 - （3）国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成28年度厚生労働省、国土交通省令第2号）第8条及び第9条に係る判断基準について、盛岡市におけるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る運用基準を満たしていること。

- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。